

さずな



農地を守り、担い手に橋渡し!!

「JAアグリうつのみや」

今回はJAアグリうつのみやを紹介させていただきます。お話は代表取締役社長の中里太さんにお聞きいたしました。集落営農、地域営農等の設立の参考になればと考えております。

● 会社の設立及び経過

JAアグリうつのみやは平成25年8月に「農家組合員の農地を守り将来の担い手に橋渡しをする」ことを基本理念にJAの子会社として上河内地区に設立さ



れました。

設立当初は受託面積が少なく経営の厳しい状況がありました。現在は約50haを受託、加えて冬仕事の拡充強化を目的に自社ハウスを建設しイチゴを導入、2作目を迎え軌道に乗り始めたところと感じています。

● 上河内である理由及び必要性

設立する前にJAうつのみやが全地区の農家を対象に意識調査を行い、その中で、農作業委託希望の農家が一番多い地区であったため上河内地区に設立されました。当初は受託する場合も、地元の農業者が希望する場合には地元の農業者を優先し、アグリは競合しないように農地を借り受け、また、農業者の側からでは、自分で管理することができず、地域の農業者も借りたがらないような圃場条件不利地が多く、収益も上がらず苦勞もあつたそうです。

しかし、7年が経過した現在、技術の向上や地域の信頼を得て条件の良い圃場の受託も徐々に増えてきています。そして、人手が本当に必要な小さな農地を抱えている方からのニーズにも応えることができるようになってきたという事です。



JAアグリうつのみやには、これからますます高齢化した地域農家からの信頼を集め需要が高まるものと思います。中里社長以下社員が一丸となって、地域営農を守り担っていただくことを期待します。

編集委員 金田 典男

【参考】

- ・ 全面受託50ha、作業受託10ha
- ・ 社員2人 臨時社員3人
- ・ 主な所有農機具
- ・ トラクター2台
- ・ コンバイン5条1台
- ・ 田植機8条1台
- ・ セーフティローダー1台など

令和2年度 農業委員会活動計画を決定

第6回定期総会は、新型コロナ対策のために中止させていただき、5月22日、第34回定例総会において、令和2年度活動計画を決定しました。その概要を紹介します。

基本方針

農業・農村を取り巻く状況は、依然として農業従事者の高齢化・減少や耕作放棄地の増加のほか、TPP11やEPAの発効による国際的な競争の激化など一層厳しさを増しております。これらの環境変化に的確に対応するため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要とされております。

本市においては、平成31年3月に「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」の改定が行われ、「稼げる農業」の実現に向けた生産性向上を図るための構造改革や高く・多く売れる農産物づくり、「地域ぐるみで農業・農村を支える仕組み」の確立に向けた担い手と兼業農家等が支え合う仕組みづくりや宇都宮農産物の買い支えの施策事業が重点化されたところであります。

本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識し、農地等利用の最適化の推進に関する指針に基づき、日常的な「農地パトロール」を徹底し、地域の現状把握に努めるなど、重点業務として掲げた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を強化するとともに、公正・公平性の確保に向けた適正な事務の実施に

取り組み、本市農業・農村の振興・発展を図るため、次の事項について積極的に行動します。

活動計画

1 優良農地の確保と効率利用に関する事項

- (1) 指定市町村に相応しい農地転用許可の適正な執行
- (2) 農地転用許可後の履行状況の調査・確認・指導

2 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- (2) 地区ごとに現場活動計画の策定

3 農業経営の合理化に関する事項

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 認定農業者の育成・確保
- (3) 複式簿記の記帳など青色申告事業の推進
- (4) 農業者年金事業の推進
- (5) 家族経営協定の推進

4 農業一般に関する調査・情報に関する事項

- (1) 任意の専門委員会の充実
- (2) テーマを選定し、調査研究を行い、定期総会に報告
- (3) 「うつのみや農委だより」の発行及び内容の充実
- (4) 農作業受委託料金等の参考額の提示

5 農政に関する事項

- (1) 農政に関する意見・要望
- (2) 農地等利用の最適化推進施策に関する意見
- (3) 農業関係税制改正に関する要望

6 関係機関との連携

- (1) 農業委員会ネットワーク機構との連携
- (2) 関係行政機関との連携
- (3) 関係団体との連携

農業者年金受給者の皆様へ

現況届 は、忘れずに6月中に提出を!

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。

農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届けをあなたの住む住所地の市役所にある農業委員会事務局に必ずお届けください。



(注) 経営移譲年金・特別付加年金を受給している方については、下記の様式になります。

現況届の届け先は…

現況届を宇都宮市農業委員会事務局(市役所7F)へ直接お届け下さい。

現況届の提出がない場合は…

年金の支給が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

年金受給者が亡くなられた場合は…

死亡届の手続きを行ってください。

(※現況届の提出は必要ありません)

現況届の書き方 ※必ずご記入ください。

*6つの項目の全てのチェック欄に記入漏れがないか、ご確認ください。

*記載事項に同意の上、自署してください。

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

令和2年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

- 1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック
- 2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

あなたご自身について、以下の1~6すべての項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	<input type="radio"/>	いいえ	<input type="radio"/>

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名(自署)	年金 太郎		
生年月日	大正・昭和	〇〇年	〇〇月 〇〇日
住所	栃木 都道府県	宇都宮市	〇〇町1-1
電話番号(123)-(456)-(789)			

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄

氏名		受給権者との関係	
住所		電話番号()-()-()	

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

(注) 老齢年金を受給している方については、自己チェック欄はなく、受給権者の欄・代理人の欄のみの様式になりますのでご注意ください。

現況届や農業者年金についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

- ・(独)農業者年金基金 給付課 ☎ 03 (3502) 3945
- ・農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632) 2812/2815

農業者年金に加入しませんか?

- ① 積立方式・確定拠出型
- ② 保険料額の自由設定・増減が可能
- ③ 積立方式の終身年金で80歳まで保証
- ④ 税制面で大きな優遇
- ⑤ 保険料の国庫補助による政策支援



【問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ (632)2812

紹介します
次代を担う若い力

いしかわ ともや
石川 友也さん (富屋地区)



準備に余念のない友也さんです！

富屋地区でアンジェルトマトと春菊など施設野菜の経営をする、現在46歳の石川友也さんです。会社勤めをしていましたが、家が農家だったので、就農する準備をしていたところ、施設野菜導入による就農の計画が浮上しこれを好機として44歳に就農する運びとなりました。

経営は総面積31a・内ハウス面積18aであり、トマトと春菊を2期に亘り栽培する形態です。友也さんが施設野菜を自営していると言いつつも、両親が栽培する総面積4.3haの水稲・麦と共に経営している印象です。

作付けは3年目になるところなので、現在は農産物の品質を上げ高く買ってもらえる商品を作り多く生産することが一番作り甲斐を感じるところです。

とはいえ、トマトと春菊は病気や害虫、温度管理に敏感でちょっとした油断で取り返しが付かないこととなるため、慎重な栽培を心がけており、また、水稲と麦との作業もあるため、収穫期などには、それぞれの繁忙と閑散を上手く調整して経営全体が効率よく運営できるように心がけています。つい働き過ぎとなってしまいます。そのため、経営規模を拡大したいとは考えていますが、将来的には水稲と麦も自ら経営することになるため施設野菜の部門については労働力の確保に工夫しながら実現を検討しています。

家族は妻と小学3年生の男の子と小学1年生の女の子の2人、元気がすぎて大変なほどで妻は目が離せない状態ですが、何より元気なのは良いと目を細めます。外へ遊びに行く時には宇都宮動物園と言ってくれるので、親としてはほっとして家族で行って楽しんでいきます。

地域の活動としては消防団に長年所属し、地域安全に貢献しており、今年も中止となりましたが、例年の操法大会には部長として陣頭指揮を執るなど地域のリーダー役となっています。

堅実で着実な歩みが続ける友也さんの今後の活躍を期待しています。

キラリ☆あぐり美人



気の合う、お友達と一緒に!! (右側が祐子さんです)

さとう ゆうこ
佐藤 祐子さん (豊郷地区)

- ★経営内容 栽培作物 米・加工用トマト
- ★家 族 夫(56歳) 長女(29歳) 長男(21歳)

- Q** 農業をはじめたきっかけは？
〔「就農」又は農業にとまどいはありませんでしたか？〕
- A** 同居したのが17年前位ですが、母がしている草花の手入れを手伝うこととなり、土に触れることに楽しみを見出し、農作業にも違和感なく入っていききました。
- Q** 経営での関わりは？
- A** 米のほか、食用トマトと加工用トマトを栽培していますが、私は加工用トマトの作業を主に担当しており、併せて雇人・パートさんの支払いなどの経理も行っています。
- Q** 農業をやっていて良かったと思うときは？
- A** 7月中旬から加工用トマトの収穫期になりますが、作業のパートに来ている皆さんはプライベートでも交流のある方たちばかりなので、ワイワイしながらする作業は本当に楽しく、幸せなひと時を過ごせます。
- Q** 経営や栽培で心がけていることは？
- A** 毎年温暖化などにより天候の変動が激しくなっているので、良好な栽培をすることは難しく、高温や暴風雨に対する栽培管理が一番重要と考えています。
- Q** 祐子さんにとっての家族とは？
- A** 夫は経営方針の良きリーダーであり、子供たち二人は忙しい時には手伝ってくれて、頼りになる存在です。
- Q** リフレッシュはどのように？
- A** ここ数年は、農閑期となる9月から10月頃に、娘と旅行に行くことが最大のリフレッシュとなっています。今年は残念ながらキャンセルしたが、来年は必ず行きたいです。
- Q** 今後の抱負をお願いします！
- A** 経営を堅実なものにするためにも、安定した生産をするよう栽培技術を研さんしたいです。

農業祭とふれあいフェスタ



中央地区の農業祭は、地域コミュニティ活動と文化向上発展と地域住民の連帯意識の高揚を目的とし毎年の11月第2日曜日に細谷小学校をお借りし開催されます。

青壮年部のつきたて餅・細谷農業振興会の本格焼きそば・婦人部のなの花会はけんちん汁そば、うどん・みどり会は小麦まんにゅうなどのフードコーナーも人気で行列が絶えないほど。

令和元年度では、地元の細谷・上戸祭自治区自治会連合会が発足して45周年と云う事で、その記念イベントと同時開催する事に

りました。未来につなげよう！わたしたちのまちと題し、113の企業・店舗から協賛を受けて500名に当たるお楽しみ抽選会やお子様向けのゲームコーナーや工芸教室などやビートルが有ったら嬉しいお肴コーナーなど26のブースが並びました。そして、文星美術大生の手工芸品・絵画の展示も。体育館内では生の演奏を楽しみました。

また、地域を守るPR活動として第10・11分団の消防車、中央警察署から白バイとパトカーの展示。これには子供達が嬉々とした顔で運転席に乗り写真を撮っています。

この日会場にいられた方は2,600人余り、大人も子供も一日を楽しんだことでしょう。

こうした地域一帯型のイベントが続いて行けば安心安全な暮らしが出来る町づくりに繋がるのではないのでしょうか。

(編集委員

市村勝男)

家族経営協定書調印式～農業経営のステップアップに～

令和元年度家族経営協定書調印式が、去る2月13日(木)宇都宮農業協同組合中央支所で行われました。

家族経営協定は、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

最後に締結農家の方から「家族経営協定書に記したことをもとに家族で力を合わせ、よりよい農業経営を目指していきたい」など、明るい今後の抱負を述べていただきました。

今年度、家族経営協定を新たに締結した家族は6組、見直しをした家族は5組の計11組でした。

調印式では、立会人である大森澄雄農業委員長から「今回の締結を機会に、夢のある元気な農業経営を築き上げるとともに、これまで以上に責任とやりがいを持って農業に取り組み、家族との絆をより一層深めていただきたい」などのあいさつをいただきました。

出席した3組の家族が調印を行い、大森会長から7組に協定書の交付と記念品の贈呈が行われました。

最後に締結農家の方から「家族経営協定書に記したことをもとに家族で力を合わせ、よりよい農業経営を目指していきたい」など、明るい今後の抱負を述べていただきました。

調印式終了後に講演会が行われ「家族経営協定および農業を取り巻く状況について」をテーマに、講師の渡辺二俊氏から「家族経営協定により、就業条件の整備、経営管理の充実、円滑な世代交代、生活面のルール化をすることで、家族の作業分担が明確化して農業者年金の有利な加入や青色申告の活用など農政上の制度を活用することで経営の改善が図られる。」などの話がありました。締結者の皆さんは真剣に聞き入っていました。



夏秋いちご(なつおとめ)の 生産用の施設や設備などの導入費用の一部を補助します

①夏秋いちご(なつおとめ)生産用施設

- ▽対象 新設・増設する認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助条件等 右表のとおり

対象地域	認定農業者	認定新規就農者
大谷石採取場跡地の冷熱利用可能地域	対象経費の10分の5以内 補助上限 300万円	対象経費の10分の5以内 補助上限 500万円
その他の地域	対象経費の10分の3以内 補助上限 70万円	対象経費の10分の5以内 補助上限 300万円

②夏秋いちご(なつおとめ)生産用設備(ク라운冷却システム、ヒートポンプ等)

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助条件等 右表のとおり

対象地域	認定農業者	認定新規就農者
大谷石採取場跡地の冷熱利用可能地域	ICT 機器	補助率 10分の5以内
	ク라운冷却システム	補助率 10分の5以内
その他の地域	ICT 機器	補助率 10分の3以内
	ヒートポンプ	
	ク라운冷却システム	補助率 10分の3以内

■募集期間 ①② 11月29日まで

■その他 申し込み方法など詳しくは、農林生産流通課 生産振興グループ ☎ 632-2466

農業用の施設や機械などの導入費用の一部を補助します

①園芸用パイプハウス

- ▽対象 新設・増設する認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助額 認定農業者：対象経費の10分の3以内(上限70万円)
認定新規就農者：対象経費の10分の5以内(上限300万円)

②園芸作業機械

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者、営農集団(*1)
- ▽補助額 認定農業者：対象経費の10分の3以内(上限70万円)
認定就農者：対象経費の10分の5以内(上限300万円)
営農集団：対象経費の10分の3以内(上限150万円)

③炭酸ガス殺虫装置

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者
- ▽補助額 対象経費の10分の3以内(上限50万円)

④ICT機器(圃場環境測定機器など)

- ▽対象 認定農業者、認定新規就農者

▽補助額 対象経費の10分の3以内(上限50万円)

⑤直播用田植機など(稲作の低コスト化に寄与する機械)

- ▽対象 稲作における生産コスト低減に取り組む認定農業者、認定新規就農者、営農集団など
- ▽補助額 対象経費の10分の3以内(上限150万円)

【申込期限】

- ①~④ 7月10日まで
- ⑤ 11月29日まで

【その他】

申し込み多数の場合、予算の都合により補助できない場合がありますので、ご了承ください。

申し込み方法など詳しくは
農林生産流通課 生産振興グループ ☎ 632-2466

(*1) 認定農業者であり、かつ人・農地プランに登録された担い手を含む3名以上の組織

農薬は適正に使用しましょう

安全・安心な農作物を生産するため、登録農薬を使用し、その使用基準を遵守しましょう。

1 農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う

適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認しましょう。

2 農薬の飛散防止を徹底する

周辺の農作物、住宅、風向きや風量に注意しましょう。

3 農薬の使用状況を正確に記帳する

使用日時、農薬の名称、使用量、天候、その他気づいたことなどを記録しましょう。

※違反をすると、法律により、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金を科せられる可能性があります。

問い合わせ先 農林生産流通課 生産振興グループ
☎ (632) 2466

農業災害に備えましょう!

近年、豪雨や暴風、降雪などの自然災害による農業被害が頻発しています。日頃から気象情報を確認するとともに、農産物や施設への被害を未然に防ぐためのハウス補強や、被害を軽減するため農業共済等の保険加入など、災害の発生に備えることが大切です。

また、豪雨等による農地の侵食・崩壊を未然に防止するため、堰やため池、排水路などの農地保全施設の定期的な点検や計画的な保全に努めるとともに、豪雨等が予測される場合は、あらかじめ、水位を低くするなどの水管理の調整に努めてください。



とちぎ農業 防災メール
栃木県防災 メール

※過去には、大雨などにより、国等の復旧支援事業の対象となった場合がありますので、被害の状況がわかる写真や、見積書、納品書、領収書、復旧作業などの記録は手元に残すように努めてください。

問い合わせ先

農業企画課 企画調整グループ ☎ (632) 2472
農林生産流通課 生産振興グループ ☎ (632) 2466

有害鳥獣被害を防止するために

宇都宮市では、イノシシ・ハクビシンなどによる被害を防止するため、宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、わなの貸出や、捕獲や被害防除に要する費用の一部補助を行っております。補助には要件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

事業の内容

- (1) **ハクビシン・タヌキ・アライグマ用わなの貸出、わな設置・捕獲個体処分への補助**
 - ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
 - ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと ・市税を滞納していないこと（(2)から(4)の補助も同様）
 - ① **わなの貸出**
 - 無料、1人（1団体）で1基まで
 - ② **わなの設置に関する補助**
 - 事業者を支払った費用の1/2（補助上限額7,000円）
 - ③ **捕獲した個体の処分に関する補助**
 - 事業者を支払った費用の1/2（補助上限額9,000円） ※①、②、③のいずれかのみを利用することも可能
- (2) **わな購入への補助**
 - ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
 - ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと ・過去2年間に同一の補助を受けていないこと
 - ・わな購入費用の1/2（補助上限額 50,000円）
- (3) **わな猟免許取得への補助**
 - ・市内に住所を有する個人 ・わな猟免許証が交付され、栃木県狩猟者登録台帳に登録されていること
 - ・わな猟免許を取得した年度内に申請すること ・免許取得費用の1/2（補助上限額 10,000円）
- (4) **イノシシなどの防護柵設置への補助**
 - ・市内に耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（農業者のみ）または団体（団体は構成員3名以上）
 - ・耕作地の周囲に100m以上設置すること
 - ・設備・機器の購入費用の1/2（補助上限額 45,000円）
 - ただし、団体の場合は費用の1/2か45,000円に実施者数を乗じた額のうち低い金額

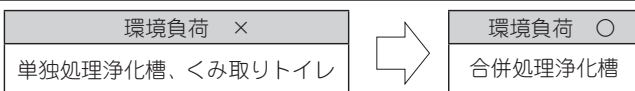


【問い合わせ先】 農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎(632) 2477

単独処理浄化槽・くみ取りトイレをお使いの方は

環境にやさしい**合併処理浄化槽**に入れ替えましょう！

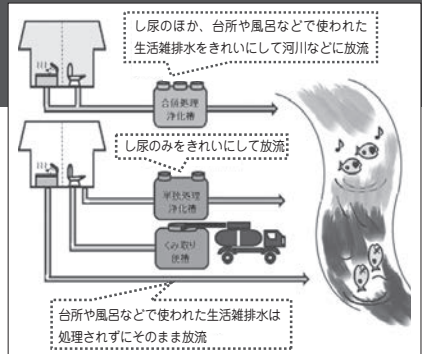
お風呂・台所などの生活雑排水を適正に処理していますか。



補助制度や融資あっせん制度を利用して、合併処理浄化槽を設置しましょう。

<例> 5人槽を設置する場合に交付される補助の上限額 **845,000円**

- ※ 申し込み方法や対象地区、補助の条件などは、お問い合わせください。
- ※ 設置工事後は補助を受けられませんので、必ず設置工事前に補助の申請をしてください。



【問い合わせ先】 宇都宮市上下水道局生活排水課管理グループ ☎(633) 2001

農業集落排水事業の分担金を支払った方で まだ、接続していない方は早期接続をお願いします

農業集落排水処理施設は、河川や農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、農村部の下水道として、トイレや、風呂・台所などの生活雑排水を処理するために、地域の皆さまの同意を得て整備された下水の処理施設です。未接続の方は、速やかに接続していただきますようお願いいたします。

■融資あっせん制度について

接続する際、くみ取りトイレを水洗トイレに改造する場合や、既存の浄化槽を撤去する場合に、その工事にかかる費用について**80万円を限度に無利子の融資をあっせん**します。

工事を依頼する際に指定工事店に御相談ください。なお、**工事の終了後は利用できません。**

■接続工事について

接続工事のお申し込みは、排水設備指定工事店に御依頼ください。
上下水道局ホームページから、指定工事店一覧が御覧になれます。

宇都宮市 排水設備指定工事店 [検索](#)

■1か月の使用料について ※消費税率改定に伴い、使用料が変わりました

使用料は、世帯割と人数割から算定した**定額制**です。御家族の人数により決定します。

世帯割 3,190円 + **人員割 352.0円 × 使用人数** = **1か月の使用料(税込)**

農業集落排水処理施設をお使いの方で、**御家族の人数に変更がある場合は**、お早めに御連絡ください。

※ 下水道の使用料金は、原則として2か月分の請求になります。



【問い合わせ先】 宇都宮市上下水道局 生活排水課 管理グループ ☎(633) 2001



市政功労表彰

松田 仁一 農業委員

4月1日、4期11年間に渡る農業委員としての功績と本市農業振興への貢献が認められ、松田仁一農業委員が「市政功労表彰」を受賞されました。

おめでとうございます。

農林水産大臣表彰を受賞

地域の農業振興に貢献したとして、宇都宮市農業委員会と大森澄雄農業委員長は、令和2年2月14日（金）本年度の農林水産大臣表彰を受け、3月27日（金）とちぎアグリプラザにおいて、令和元年度農林水産大臣表彰の伝達式が行われました。

受賞理由として、宇都宮市農業委員会及び大森会長は、農地の確保や有効利用、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の解消などに継続して取り組んだ点が評価されたものです。受賞おめでとうございます。



農地の貸し借りは、宇都宮市農業公社におまかせください！

農業公社では、「農地の流動化で農業の活性化！」を合言葉に、「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体へ農地の利用集積を加速させるため、分散した農地を集積する「農地流動化の推進（農地集積事業）」を実施するとともに、将来における中核的な農業者を育成する「農業担い手育成確保事業」や、生産性の高い集団経営の農業を推進する「営農集団育成事業」などの事業を行い農地の流動化を強力に推進していきます。

農地の貸借・売買・離農・新規就農などについて、農業公社がみなさまからの相談をお受けします。

農地の相談はもちろんのこと、その他みなさまのお役に立てるよう、農業関係の情報提供と情報収集に努めております。

まずは、下記の連絡先までお問い合わせください。



問い合わせ先 公益財団法人 宇都宮市農業公社

- 住所 宇都宮市元今泉7丁目10番20号（宇都宮白楊高校東側）
- 電話 ☎ 028(660)2701(代) ○FAX ☎ 028(660)2704



編集後記

昨秋の台風19号は、県内にも大きな爪痕を残し、農作物や農業施設に多大な被害をもたらした。今春の水稲作付けができない地域があるなど、未だ完全復旧には至っていません。地球温暖化の影響で、今後ますます大型台風や局地的な集中豪雨の発生が多くなるものと予想されています。今年に入って、新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大し、国内においても日常生活はもちろんのこと、農業分野にも影響が及んでおり、不安や心配が募

るばかりです。こういって、いつ起るとも知れない災害や災難から大切な生命と財産を守るには、一人ひとりが常に危機意識を高めておくことが大切なのではないでしょうか。「きずな」の発行も、予定した年3回発行し、興味ある情報提供と、読んでいただける紙面づくりを目指し、編集委員一同努力しましたが、さて結果は如何でしたでしょうか。結びに、取材及び編集にご協力いただいた関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

編集委員 田崎 均

発行 宇都宮市農業委員会 ☎(632)2815	委員	委員	委員	委員	編集委員	編集委員
	委員	委員	委員	委員	委員長	委員長
	金田 典男	横倉 廣一	市村 勝男	佐藤 有俊	菱沼 常夫	田崎 均